

上越市干ばつ災害水田復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、干ばつ災害対策として、水田のひび割れの拡大による漏水、畦畔^{けい}の崩壊、地すべり等の被害を防止するとともに、翌年の作付けに影響を与えないため、水田の復旧を行う人及び団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる人及び団体は、次条に規定する補助対象事業を行う人及び団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市に存する水田で、干ばつによる亀裂が甚だしく、通常の維持管理による手直しでは原機能の復旧が不可能と認められるもの（亀裂の深さが田面から20センチメートル以上であり、耕盤が破壊されているものをいう。）を復旧する事業で、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 畦畔^{けい}復旧工法又は心土つき固め工法により水田を復旧する事業
- (2) 湛水^{たん}整地工法により水田一筆において複数箇所^たに亀裂が生じているもの（水田全体に散在しているものをいう。）を復旧する事業

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行う年度において、国、県及びその他公共団体の補助金等の交付を受けて事業を実施する場合は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、水田の復旧に要する経費とし、市長が別に定める積算基準に基づいて算出された額又は補助対象事業の実施に要した経費の額のいずれか低い額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に100分の65を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 地区別数量調書（第1号様式）
- (2) 補助対象事業に係る水田の位置図及び現況写真
- (3) 補助対象事業に係る見積書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 実績箇所一覧表兼作業日報（第2号様式）

(2) 補助対象事業に係る作業中及び作業後の写真

(3) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から実施する。

第1号様式（第6条関係）

地区別数量調書

[illegible]

第2号様式（第7条関係）

実績箇所一覧表兼作業日報

申請場所		上越市 地内				
全体作業面積		m ²				
田番号	土地使用者	地 番	共済引受面積 (m ²)		亀裂深 (cm)	作業日
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・
						・ ・

年 月 日

住所（団体にあつては所在地）

報告者

氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）